

ネット意識革命宣言

～変革の原動力としてのITコミュニケーション～

平成26年5月26日

ITコミュニケーション活用促進戦略会議

1. 何故、ITコミュニケーションの活用促進が必要なのか

課題先進国といわれる我が国は、超高齢化に伴う医療・介護・健康等に係る社会保障費等の増大、急速な少子化に伴う生産労働人口の減少、エネルギー問題等を含む少資源国家としての制約等、様々な課題に直面している。こうした課題を乗り越えるために必要とされているのが、「非連続的な変革」である。イノベーションはこうした変革を促すが、そのカギを握っているのがITコミュニケーションである。このような状況下において、我が国が経済成長を続けるためには、従来の枠から踏み出した徹底的な生産性向上が不可欠である。ITはサービスの質を維持しつつ生産性を向上させることのできるツールであり、公共部門や医療・健康といった経済合理性だけでは価値創出につながらない領域では、ITコミュニケーションを活用することで、国民とのインターフェイス・コストを大幅に削減することが可能となる。現に、情報通信産業は我が国の実質GDPの1割を担っており、情報通信技術（IT）利活用の裾野は着実に拡大している。更なる拡大に向けて、IT利活用の阻害要因を取り除くことができれば、戦略的基盤としてのITは全要素生産性の向上を通じて経済成長へますます貢献していくことが期待される。

我が国が上記課題を克服しつつ経済成長を遂げ、豊かな国民生活を実現するためには、ITコミュニケーションを活用しないという選択肢はない。課題は、いかにスムーズにITコミュニケーションを社会に組み込んでいけるかである。

ムーアの法則に代表される半導体の処理速度や通信速度の飛躍的上昇を背景に、ITコミュニケーションを取り巻く技術的環境は日々進化を続けている。例えば、ネットを介してコンピュータのリソースを仮想化して利用するクラウド・コンピューティングが急速に普及し、飛躍的なコスト低下が実現している。また、動画によるコミュニケーションが一般的に普及するとともに、4k/8kといった高解像度動画技術も実用化された。更に、スマートフォンに指紋認証機能が搭載される等モバイル端末は進化を続けており、5GHz帯を利用したWi-Fi技術も確立されつつある等、モバイル通信環境も高度化が進んでいる。

一方で、政府も政府CIOの設置等、変化に向き合う体制が整備されつつある。例えば、マイナンバー制度の導入やパーソナルデータの保護と利活用のバランスの取れた法制度の整備は、ビッグデータ時代を支える重要な基盤となるものである。他にも、公共データの民間開放（オープンデータ）や公的個人認証サービスの民間拡大等、IT利活用の裾野拡大に寄与する取組みが進められている。今後も、ITコミュニケーションの活用を促進するため、技術の進化に対応した制度の一層の整備が期待される。こうした環境の変化を踏まえながら、従来の枠から一步踏み出したITコミュニケーションの在り方を検討する必要がある。

ITの利活用が進む諸外国では、国のトップの強力なリーダーシップが、新たな道を切り拓いている。我が国においても、トップが強い意志を示し、ITコミュニケーションの活用促進を推進していかなければならない。

2. ITコミュニケーション活用促進のための基本的考え方

- ① 対面・書面交付原則の見直しを通じて、特に医療・健康等の分野を中心に、ネットの利点を最大限活用する。

ITは日々進化を続けている。ネットの黎明期には処理できる情報量に限界があり、「ネット＝テキスト」という印象が強かったが、回線の大容量化・端末機器の処理能力の格段の進化に伴い、こうした前提は過去のものである。現在においては、動画によるコミュニケーションが一般的に普及しつつあり、また、リアルタイム性の向上や、4k/8kといった高解像度の動画技術の実用化による一層の高品質化が進んでいることを踏まえる必要がある。

ネットには、高いトレーサビリティを実現する等、大量のデータを蓄積・分析することで新たな価値を生み出すことのできる優れた機能があり、その機能を適切に使うことによって、より安全で便利な社会を作り出すことができる力を持っている。特に、医療・健康、農業、教育といった分野でそのメリットは大きく、その力を最大限活かす政策をとるべきである。

また、クラウド・サービスの普及に伴い、利用者の口コミ等が商品・サービスに信用を供与するソーシャルな仕組みも台頭しつつある。こうしたソーシャルなコミュニケーションを活用し、使用されていないスペースや自動車等の遊休資産の有効活用を図ることにより、低コストで生産性の向上を実現することができる。

しかしながら、規制・制度の中には、ネットが存在しなかった時代やネットの利用環境がこれほど整っていなかった段階での環境を前提とし、対面・書面交付等を原則としているものも多く残っており、ネットを活用する上での障害となっている場合がある。消費者保護の名の下、国民厚生とは無関係に環境変化に抗することが、その実、既存業界の保護につながり、結果として国民が技術革新の恩恵を広く享受できないようなことになってはならない。

このため、「ネット対対面」という対立軸を脱し、ネットの利活用を、国民にとって利便性高く、安全な手段として確立する方策を考え、実現していくべきである。そのために必要なことが対面・書面交付原則の見直しであり、ITコミュニケーションを阻害する規制・制度は徹底的に見直しを図るべきである。

また、行政手続きのネット利用を義務化している国さえあることを踏まえれば、ネットの活用によって国民がメリットを享受できる分野においては、最低限、対面・書面交付と同等の選択肢として、ネットが提示されるようにするべきである。

② 自由なITコミュニケーションで、「安心を高めるためのインターネット」をつくる。

ネット社会においても、行為能力に制限のある青少年や、十分なリテラシーが身に付いていない利用者などの「安全」は、守らなければならない。それは、利用者のリテラシー向上を図ること、情報システムのエラーを無くすこと、いわゆる「いじめ」や誹謗中傷を行うものも含めて悪意のある利用者を排除すること等を通じて実現されるものである。

一方で、自己責任でネットを自由に活用することで、経済だけではなく、開かれた社会づくりなどにおいても、大いなる可能性が生まれる。したがって、リテラシーを身に付けた利用者が自己責任のもとでネットを活用することを妨げてはならないし、より積極的に活用し、我が国の経済成長に貢献できるような環境を整えなければならない。

「自由」と「安心」は対立する概念ではない。新たな技術が導入されると、漠然とした不安感から、最初は様々な面で拒否反応が示されるものである。しかし、我が国が直面する様々な課題を解決し、国民生活の「安心」を実現するものこそが、「自由」なITコミュニケーションである。守られるべき人の「安全」をしっかりと担保することで、「安心を高めるためのインターネット」をつくることが可能であり、また、それをできるだけ早期につくっていかなければならない。

守られるべき者を適切・的確に特定して、自由と安心の両立する社会を作るためにも、ネット上で利用者の身元確認や、年齢などの属性確認、さらには意思表示の本人性の確認等を行う基盤が必要であり、マイナンバー制度等を活用して、そのような本人確認の基盤を作るとともに、必要なセキュリティ対策を講じていくべきである。こうした取組みを通じて、ネット犯罪を減らしていくことも可能となる。

また、ITをB to Cで活用する際、サービス提供側と利用者側に技術的な知識や情報の非対称性が存在することは避けられない。情報の非対称性に伴うリスクに気が付かないまま、守られるべき人が危険にさらされることがないように、事業者側の取組みとして、利用者と同じ目線に立って、十分注意を持って業務を行い、それを遵守する仕組みを持っていることを自ら確認するといった取組みも重要である。

③ 諸外国との事業環境のイコール・フットィングを図るなど、技術の進化を妨げないルール形成をする。

ネット社会においても、適切なルールがあることは重要である。

一方で、技術革新の激しい現下において、将来を正確に予測することは困難である。こうした中

で、一律の細かな法規制を事前に作ろうとすることは、技術革新による新しい可能性の芽を摘むことにもなる。そのようなことはあってはならず、ITのような進化のスピードが速い分野における法規制は、原則として事後的なものであるべきである。なお、事後規制とする場合には、違反した際のペナルティもセットで検討する等、事前規制とのバランスを考慮する必要がある。また、類似の事業に対する規制は、所管省庁の違いによりその内容に大きな違いが生じることのないようにすべきである。

法規制とは別に、多様な技術進化を受け止めるルール形成の在り方として、業界団体等が自主的なルールを定めたり、個別企業の定めたサービス利用ルールの社会的な適切さや適法性などを監視し、是正勧告を行うことで実現したりする方式がある。その際、契約違反等は法に照らして法廷で裁かれることとなる。業界団体に参加しない企業への対応を含め、実効性を具備したものととして、そのような方式を普及させていくべきである。

また、我が国企業の国際競争力維持のためには、諸外国との事業環境のイコール・フットイングが重要である。日本独自の法制度ではなく、グローバル・スタンダードを踏まえたものとすべきである。

なお、国によって法制度は異なることから、国外のクラウド・サービスを利用する際には、情報が適切に管理されない等、国民の権利利益が確実に保護されない可能性がある。国外のクラウド・サービスの利用にあたっては、利用目的を踏まえた上で、情報は貴重な財産であるとの認識の下、こうした国家間の法制度の違い等に起因する権利侵害のリスク等にも留意する必要がある。更に、トラブルが発生した際の国際的な紛争解決の在り方についても、検討することが必要である。

④ 誰でも自由に安心してネットが使える環境を整備し、新たなイノベーションを生み出す。

インフラを圧倒的に安く・高速にすることが、そのインフラを利用するあらゆる産業のイノベーションを促す。このため、通信インフラのオープン化を積極的に推進することで、データの流通コストを下げていくことが必要である。

特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック等において、ITコミュニケーションによる豊かなおもてなしを実現するためには、無償で自由に使えるネットワーク・インフラの整備が急務である。そして、整備されたネットワーク・インフラを活用した、新たなイノベーションの創出を図るべきである。

併せて、利用者が安心してネットワーク・インフラを利用するため、通信の信頼性向上に向けてその匿名性等にも配慮した情報セキュリティ対策にも取り組まなければならない。

過去の歴史を紐解けば、アクセシビリティの追求が新たなイノベーションを生み出してきた。家電のように簡単に感性で操作できないという点では、ITはまだ発展途上であり、改善の余地があると言える。よりユーザ・フレンドリーなITへの模索に終わりはない。

ITコミュニケーションのアクセシビリティを高め、高齢者やハンディキャップのある方でも自由に安心してネット社会に参加できる環境を整えるべきである。

⑤ 発想の転換でITコミュニケーションのコストパフォーマンスを飛躍的に向上させ、国際競争力の強化を図る。

海外事例などを見ると、オープンな技術を活用することで、日本に比べて桁違いの低いコストで、高い利便性を実現している。特に、オンライン行政サービスについては、我が国はIT先進国と言われる諸外国と比較し、まだ道半ばである。

そのような高いコストパフォーマンスの背景には、ムーアの法則に代表されるITの急速な進化と、オープン性の生み出す多様なイノベーション活力がある。それらを引き出すため、日本独自のクローズドな技術や仕様に依拠するのではなく、グローバル・スタンダードを踏まえると共に、オープンな技術を推奨することで、“ガラパゴス化”を回避しなければならない。そのことによって、現在では考えられないような低価格で、大きな利便性を享受することができる。特に、圧倒的なコスト低下が見込めるクラウド・サービスについては、民間のみならず行政においても、積極的な活用を図っていくべきである。

M2M (Machine to Machine) やウェアラブル・コンピューティング等、ネットへの接続が常態化するライフスタイルが現実のものとなる中、新たな価値を生み出すためには、リアルとネットをいかに組み合わせるかが重要となる。オンラインとオフラインの融合領域において、我が国は世界のリーダーとなり得るのであり、ビジネスモデルの国際展開をあらかじめ視野に入れ、オープンな技術でシステムの構築を進めるべきである。

また、ITの導入に際しては、技術だけではなく、その導入に併せたBPR (Business Process Re-engineering) や、組織の壁を越えたデータの共有・連携を進めることにより、本質的な生産性の向上を実現すべきであり、そのことを通じて国際競争力強化を図る必要がある。

3. 2020年を見据え、足下の1～2年で取り組むべき施策

前章において提示した基本的考え方を踏まえ、「世界最先端IT国家創造宣言」のターゲットでもある2020年を見据え、足下の1～2年で取り組むべき施策を提示する。なお、2020年には東京オリンピック・パラリンピックも開催されることから、世界へのショーケースにおいて世界最先端IT国家の姿を発信すべく、本提言を踏まえ、早急に具体策を固めることを求める。

① 対面・書面交付原則の見直しに向けた指針の策定

技術の進展を踏まえ、「ネットではできない」とされていることの妥当性を客観的指標をもって検証し、メリットとリスクを「見える化」するとともに、そのリスクへの対応策を提示することは、対面・書面交付原則をはじめとしたITコミュニケーションの活用を阻害する規制・制度の見直しに向けた重要なステップである。これまで、対面・書面交付を前提とする規制・制度を個別に検証し積み上げてきた知見を活かし、「ネット対対面」という対立軸を脱し、ITコミュニケーションの利活用促進に向けた基本的な考え方を整理した指針を策定するべきである。また、それを「ものさし」として検証を行うことで、規制・制度見直しの横展開を図るべきである。

② 無料公衆無線LAN環境の整備

2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、まずは東京において、無料公衆無線LAN環境の整備に官民を挙げて取り組むべきである。その上で、そのインフラを活用した“おもてなしサービス”の充実など、新たなイノベーションの創出を図るべきである。

③ 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける“おもてなしサービス”の充実

2020年東京オリンピック・パラリンピックでは、多くの外国人観光客が我が国を訪れることとなる。その際、日本らしい豊かなおもてなしを実現するためには、ITの活用が必要不可欠である。このため、②で示したインフラの整備と併せ、訪日外国人観光客が不便なく快適に過ごせるよう、電子決済の利便性向上や、多言語対応等の「言語の壁」を乗り越えるための取組み、ソーシャルな仕組みを使った遊休資産の有効活用等を推進すべきである。

④ マイナンバー制度の利用拡大

「真の電子化」に向けた対面・書面手続き等の見直しを進めるべく、官民のオンラインサービスの本人認証基盤として、個人番号カードの国民への普及・利用拡大に向けたインセンティブ策を講

じるべきである。また、マイナンバーの利用範囲についても、金融、医療・介護・健康等の公共性の高い分野を中心に、番号法の予定する「法施行後3年の見直し」を前倒しして拡大すべきである。

⑤ 消費者が安心して電子商取引を利用できる環境の整備

なりすましECサイトなどによって、消費者のみならず事業者にも被害が拡大し始めているという現状を踏まえ、関係省庁及び民間が一体となって対策を協議する場を設けるなど、消費者が安心して電子商取引を利用できる環境を整備すべきである。

⑥ ビッグデータの利活用が価値を生み出すシステムづくり

医療・健康、農業等、データを利活用することで、国民に大きなメリットが見込める分野については、積極的なデータの利活用によって価値を生み出すことのできるシステムづくりを推進し、データ駆動型イノベーション（Data Driven Innovation）の創出を図るべきである。特に、パーソナルデータの保護と利活用のバランスの取れた法制度を整備することで、医療・健康に関連したデータを安心して利用できる環境を整えることは、国民福利の向上のためにも大変重要である。

4. 中長期的な視点で引き続き検討を進めるべき施策

現在の技術や社会状況では実現困難な課題であっても、技術の進展や利用者のリテラシーの向上、更にはネットモラルの向上を通じて悪意の利用者を排除することで、将来的には実現可能となるものである。このため、2020年以降も見据え、中長期的な視点で引き続き検討を進めるべき施策を提示する。

① アクセシビリティの追求とグローバル・スタンダードの獲得に向けた国際標準化・国際展開に向けた取組みの推進

新市場創出や国際競争力強化のためにも、高齢者やハンディキャップのある方でも感性に従って自然にITコミュニケーションを利用できるように、ユーザ・インタフェースのアクセシビリティを高めるための取組みを推進すべきである。また、それが日本国内でしか通用しない“ガラパゴス化”にならないよう、グローバル・スタンダードの獲得に向けて、積極的に国際標準化の取組みに参画するとともに、国際展開を図っていくべきである。

② あらゆるモノがネットに繋がるスマート化された社会の実現

人同士のコミュニケーションのみならず、モノ同士がコミュニケーションする社会が実現しつつある中、様々なモノから発信されるデータの円滑な流通を確保するための新たなネットワーク・ストラクチャーについて検討を進め、社会に実装させていく必要がある。そのインフラを利用し、収集・蓄積されたビッグデータを共有・連携させ、データ駆動型イノベーションやオープンイノベーションを促すと共に、エネルギー、道路交通をはじめとした都市マネジメントをスマート化することで、新たなサービスの創出と都市の抱える様々な社会的課題の解決が可能となる。こうしたスマート化された社会が一定の分野で徐々に実現されつつあり、これを更に拡大し連携を進めることで国民の安心を高めるための仕組みを構築すべきである。

③ 「ITを適切に使いこなせる利用者」の裾野を広げるためのリテラシー向上策の推進

ITコミュニケーションのもたらす恩恵を広く国民が享受するためには、ITそのものがよりユーザ・フレンドリーになることと共に、利用者がリスクも理解した上で、ITを適切に使いこなせるようにリテラシー向上策を推進していくことが必要である。ITが社会に浸透し、「デジタルネイティブ」と呼ばれる世代が今後増えていくとは言え、ITそのものも更なる進化を続けていく。どの時代においても「ITの進化に取り残された層」は生まれ得るのであり、そうした層を生み出さないためには、ITに関する基本的な理解を促す義務教育段階からのプログラミング教育など学校教育におけるリテラシー教育はもとより、サービス提供者も含め、産・官・学が連携してリテラシ

一向上策を推進すべきである。更に、我が国に不足している情報セキュリティ人材をはじめ、従来の枠から踏み出したIT専門家を育成することにより、これまでの延長線上にはないイノベーションを生み出し、国民生活をより豊かにしていくべきである。